

◆道路上に張り出している樹木の伐採（お願い）◆

道路上に樹木が張り出し、道路通行に支障をきたしている事例が見受けられます。

【道路上に張り出している樹木は、道路通行上大変危険で迷惑な行為です】

- ①視界を遮り、歩行者・車両等の交通事故を誘発することにもなりかねません。
- ②枝による接触、落下、落雪等により通行中の歩行者や車両等に損傷を与えることにもなりかねません。
- ③台風、大雨時には、倒木や樹木の枝の散乱等により、利用者に危険を及ぼすこととなります。
- ④また、冬期間において、除雪重機への損傷、除雪作業の支障となります。



このような場合、樹木の所有者が損害賠償責任を問われる場合があります。

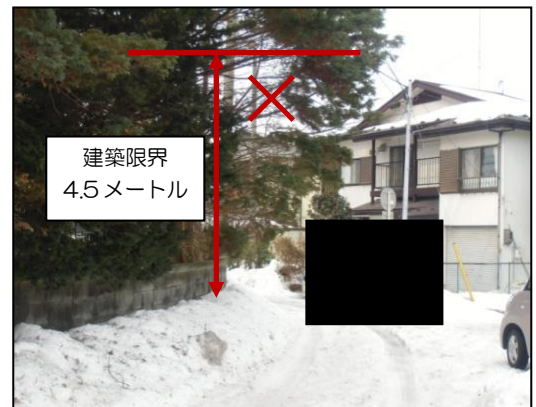
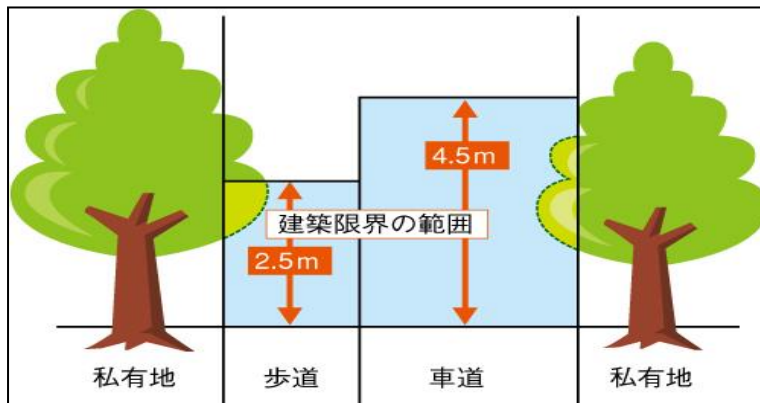
こうした事故・トラブルを未然に防止し、市民みんなが安心して生活するためにも、道路上に張り出した樹木は、樹木の所有者の責任として、伐採していただきますようお願いいたします。

※樹木の伐採の範囲は、建築限界を考慮し下記の図を参照にして行って下さい。

〈建築限界〉

道路法 30 条及び道路構造令第 12 条で、歩行者・車両が安全かつ円滑な通行を確保するため、一定の空間内には通行の障害となるような物は設けないものとしております。

注意：電線・電話線がある場合は危険ですので、東北電力(株)やNTTへ連絡し、立ち会いのもとで行って下さい。



道路に張り出した樹木に関する法令関係

（民法第 717 条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任）

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

（道路法第 43 条 道路に関する禁止事項）

何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

1. みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2. みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

問い合わせ先：十和田市土木課 TEL 51-6731